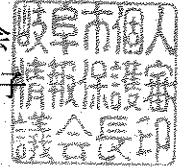


答 申 第 238号
平成30年11月19日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



個人情報ファイルの保有について (答申)

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成30年11月19日付け岐阜市自循第267号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 個人情報ファイルの保有について

(1) 事案の概要

本市では、循環型社会の構築を目指し、平成29年3月に「ごみ減量・資源化指針」を改定し、2025年度までに、ごみ焼却量をピーク時（平成9年度）の15万6千トンから3分の1以上削減し、10万トン以下にすることを目標に掲げている。当該目標を達成するためには、市民一人ひとりがごみ減量意識を持ち、日常生活の中でごみ減量に取り組むことが必要不可欠であることから、「ごみ1/3減量大作戦」市民運動を通してごみ減量行動の推進を図っているところである。

そこで、ごみ減量に関心を持って積極的に行動できる市民等を岐阜市ごみ減量サポーター（以下「サポーター」という。）とし、ごみ減量の啓発活動や環境教育などで活躍することができる機会を提供することにより、「ごみ1/3減量大作戦」市民運動を先導する人材を育成することを目的とし、サポーターの登録情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

(2) 個人情報ファイルの名称

岐阜市ごみ減量サポーター登録者名簿

2 意見

適当なものと認める。